

井戸をお持ちの方は 必ず届出を

大山町地下水保全条例の制定により、すでに地下水をお使いの方であっても届出または許可申請が必要です。

大山の森林で長年蓄えられた地下水は、町民共通の財産・資源です。この条例は、その財産・資源を保全するために、今年3月に制定しました。
施行は平成24年7月1日からです。

地下水採取に係る手続きの流れ

すでに井戸を設置している方

<要件>

- ①吐出口の断面積6 cm²以上
- ②定格出力0.4 kwを超える
- ③側管口径66 mmを超える

①、②、③のいずれかに該当する場合

許可対象井戸となります

井戸設置許可申請書の提出が必要です

<許可対象井戸の必須事項>

- ・採取量、水位測定記録等を行うこと。
- ・採取量は年4回、井戸使用状況報告は年1回報告すること。

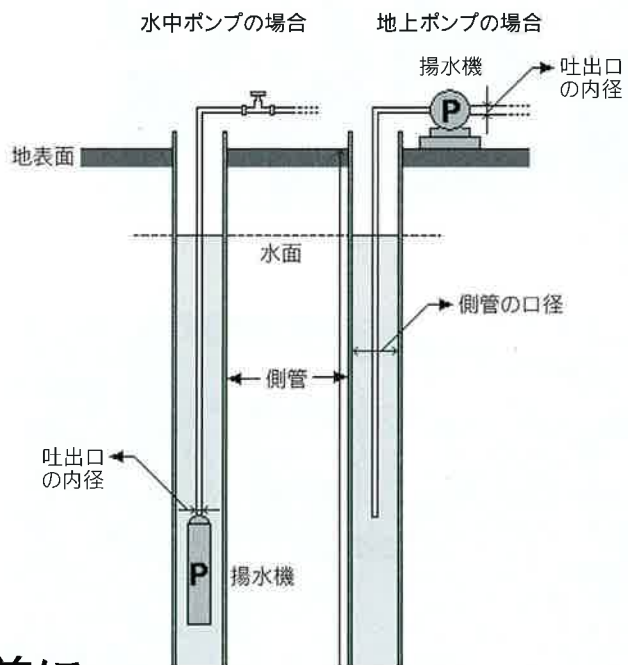
※申請書または届出書は

- ・企画情報課（本庁）
- ・大山・中山各支所総合窓口課にあります。

①、②、③のいずれにも該当しない場合

届出対象井戸となります

井戸設置届出書の提出が必要です



井戸を新設する場合は、事前に企画情報課へご連絡ください。

◆問い合わせ先

企画情報課 ☎0859-54-5202